

議会運営委員会

日 時 平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 (木) 午前 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 本日の議事日程について

諸報告 (監査)

第 1 第 1 号議案から第 3 5 号議案及び
請願について (委員長報告 ~ 表決)

第 2 議第 1 号議案 (討論、表決)

第 3 議第 2 号議案及び議第 3 号議案 (提案理由説明 ~ 表決)

第 4 意見書案について (質疑、討論、表決)

第 5 議員の派遣について (表決)

2 討論順序について【別紙№ 1】

3 採決について【別紙№ 2】

第 1 第 1 号 ~ 第 3 5 号議案、請願	< 起立 >
第 2 議第 1 号議案	< 起立 >
第 3 議第 2 号議案及び議第 3 号議案	< 起立 >
第 4 意見書案について	< 起立 >
第 5 議員の派遣について	< 簡易 >

4 その他

○ 本会議開会時刻

討 論 順

討論区分	順	討論者	賛	成	反	対
議案		並 河 委 員			15号議案(条例:農業委員会) 16号議案(条例:開発許可) 17号議案(条例:宅地開発) 18号議案(条例:手数料徴収) 31号議案(京都地方税機構)	
		酒 井 議 員	1号議案(予算:一般会計) 31号議案(京都地方税機構)		16号議案(条例:開発許可) 17号議案(条例:宅地開発) 18号議案(条例:手数料徴収)	
請願		竹 田 議 員	京都スタジアム(仮称)関連			
		石 野 議 員			京都スタジアム(仮称)関連	
		三 上 議 員	京都スタジアム(仮称)関連			
		酒 井 議 員	京都スタジアム(仮称)関連		亀岡私立幼稚園就園奨励費 補助金	
		奥 村 議 員	亀岡私立幼稚園就園奨励費 補助金			
議1		酒 井 議 員			議員報酬及び費用弁償等条 例	
議2		酒 井 議 員			議会基本条例 (政策研究会、文書質問)	

採 決 順

議案

順	議案番号	議案内容	一括・単独	委員会審査
1	第1～8号	補正予算 (一般、国保、簡水、地域下水、介護、上水、下水、病院)	8件一括	全員賛成
2	第9号	条例 (特別職で常勤のものの給与)	単 独	全員賛成
3	第15～18号を除く 第10～20号	条例 (一般職員給与、職員退職手当、市税条例、義務教育学校、学校教育法等関係、駅前送迎スペース、企業職員給与)	7件一括	全員賛成
4	第15号	条例(農業委員会)	単 独	賛成多数
5	第16号	条例(開発許可等の基準)	単 独	賛成多数
6	第17号	条例(宅地開発等)	単 独	賛成多数
7	第18号	条例(手数料徴収)	単 独	賛成多数
8	第31号を除く 第21～33号	その他 (指定管理者の指定10件、南丹病院組合規約、土地改良事業(災害復旧))	12件一括	全員賛成
9	第31号	その他(京都地方税機構規約)	単 独	賛成多数
10	第34号、第35号	条例 (職員の勤務時間・休暇等、職員の育児休業等)	2件一括	全員賛成

請願

順	請願名(略) ○数字は受理番号	採決対象	単独・一括
1	京都スタジアム(仮称)関連	採択すること	単独
2	亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金	委員長報告の通り	//
3	中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現	委員長報告の通り	//

議員提案議案

順	議案番号	議案内容		単独・一括
1	議第 1 号	議員報酬及び費用弁償等条例	原案のとおり	単独
2	議第 2 号	議会基本条例（政策研究会、文書質問）	〃	〃
3	議第 3 号	委員会条例（常任委員の定数等）	〃	〃

意見書案

順	意見書案	採決対象	単独・一括
1	中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現	原案のとおり	単独

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

総務文教常任委員長 石野 善司

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第 1 1 0 条及び第 1 4 3 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）	可 決	
9	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
1 0	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
1 1	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
1 2	亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
1 3	亀岡市立義務教育学校設置条例の制定について	〃	
1 4	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	
2 1	ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について	〃	
2 2	亀岡市萩田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	〃	
2 3	亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	〃	
2 4	亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	〃	
2 5	亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	〃	
3 1	京都地方税機構規約の変更について	〃	

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
3 4	亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	教育委員会 報告請求
3 5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
請願 4	亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金の国基準維持を求める請願	採 択	
請願 5	中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願	〃	

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

環境厚生常任委員長 馬場 隆

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）	可 決	
2	平成 2 8 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	
5	平成 2 8 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	
8	平成 2 8 年度亀岡市病院事業会計補正予算（第 1 号）	〃	
2 6	ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について	〃	
3 2	国民健康保険南丹病院組合規約の変更について	〃	

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

産業建設常任委員長 小島 義秀

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）	可 決	
3	平成 2 8 年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	
4	平成 2 8 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	
6	平成 2 8 年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃	
7	平成 2 8 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃	
1 5	亀岡市農業委員会の委員等に関する条例の制定について	〃	
1 6	亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定について	〃	
1 7	亀岡市宅地開発等に関する条例の制定について	〃	
1 8	亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
1 9	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の制定について	〃	
2 0	亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	
2 7	亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について	〃	
2 8	亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について	〃	
2 9	亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について	〃	
3 0	亀岡市都市公園（ 3 3 箇所）に係る指定管理者の指定について	〃	
3 3	土地改良事業（災害復旧事業）の施行について	〃	

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

京都スタジアム（仮称）検討特別委員長 小島 義秀

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第 1 1 0 条及び第 1 4 3 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
請願 3	京都スタジアム（仮称）に関する施策について、議会が積極的に調査および議論を行い、その内容を広く市民に伝えることを求める請願	不 採 択	

平成28年12月22日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第2号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（政策研究会）

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第10条の2の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て」を「議会は、市長等に対して、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年12月22日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第3号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」の前に「常任委員の所属、」を加え、同条中「環境厚生常任委員会 7人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第 7 条第 4 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の亀岡市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の亀岡市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会において継続審査及び調査中の事件は、改正後の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会に付議された継続事件とみなす。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 総務文教常任委員長 石野 善司

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙の バリアフリー実現を求める意見書（案）

近年、高齢化社会の進行に伴い老人性難聴者が増加している状況にあります。

70歳以上の約5割以上が難聴者だとも言われており、従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約600万人の難聴者がおられると言われています。

こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法並びに関係法令では、政見放送での字幕の挿入や個人演説会での手話と要約筆記が保障されていないのが現状です。

2014年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条においても、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段と定義されており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められます。

こうした観点から、公職選挙においても、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会における手話や要約筆記も選挙活動と解すべきでなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えるべきであります。併せて、手話通訳者や要約筆記者の活躍の場を増やし、従事者を増やすことが、聴覚障害者の社会参加の広がりにもつながります。

よって国におかれては、下記の事項を実施できるよう、公職選挙法並びに関係法令を速やかに改正されることを要望します。

記

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 西口 純生

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 平成28年度市町村職員等共同研修

- (1) 目的 研修会
- (2) 派遣場所 京都市
- (3) 期 間 平成29年1月18日
- (4) 参加議員 西口純生議長、福井英昭副議長

2 京都府市議会議長会

- (1) 目的 会議
- (2) 派遣場所 宇治市
- (3) 期 間 平成29年1月30日
- (4) 参加議員 西口純生議長